

別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
2301	農地又は採草放牧地の権利移動の許可	農地法（昭和27年法律第229号）	第3条第1項	×ア	28日	農業委員会事務局	
2302	農地の転用許可	農地法（昭和27年法律第229号）	第4条第1項	×ア	60日	農業委員会事務局	
2303	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	農地法（昭和27年法律第229号）	第5条第1項	×ア	60日	農業委員会事務局	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
 - ②「×」 審査基準を設定していない
- ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの